

学校感染症による出席停止について（お知らせ）

医師の診断により下記の病気の診断を受けた場合は、学校保健安全法に基づき、感染のおそれがある期間は出席停止となり、登校できません。

病気が治癒し、医師から登校の許可がでましたら、下記「登校許可証」を記入してもらい、登校してください。
(出席停止期間は、欠席になりません)

	病名又は状況	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、五日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれなくなるまで
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎 コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症、溶連菌感染症 等	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで

(切り離さないこと)

新潟産業大学附属高等学校長 様

登 校 許 可 証

年 組 番 生徒氏名

1 診断日 : 年 月 日 ()

2 病 名 :

3 出席停止期間 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

上記の疾患については感染症予防上支障がないので、登校しても差し支えありません。

病医院名又は医師氏名

印